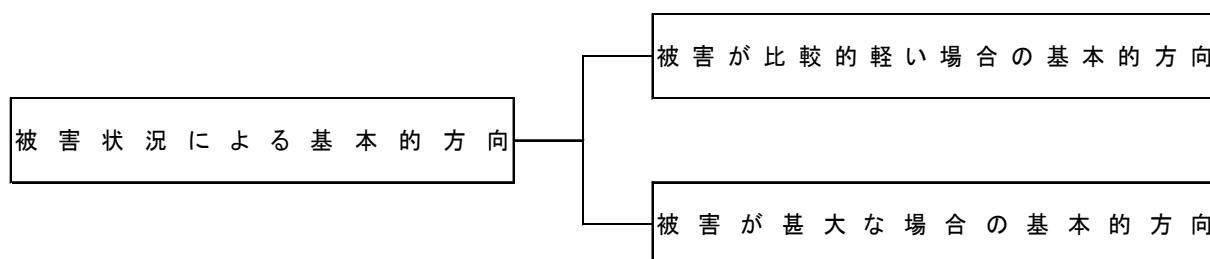

第4部 津波災害復旧・復興

第1章 地域の復旧・復興の基本方針の決定

市及び県は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 被害状況による基本的方向



第1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2 被害が甚大な場合の基本的方向

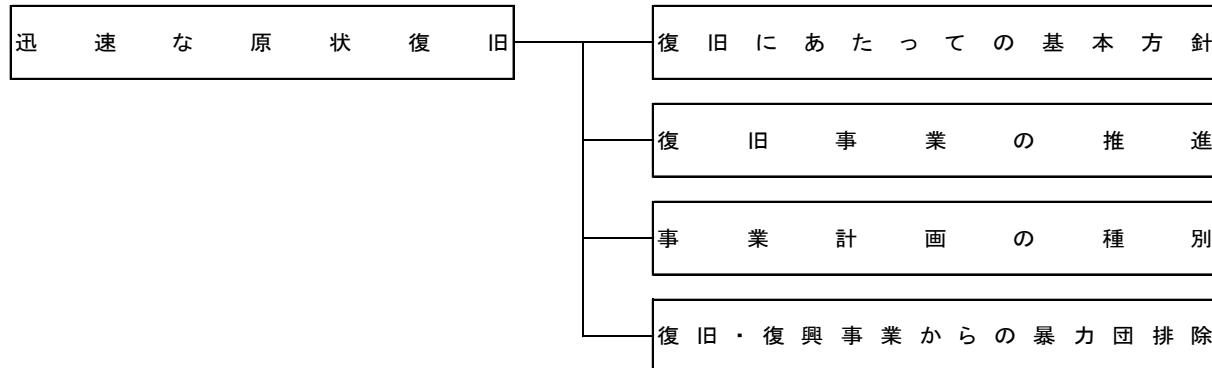
規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとし、被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

ただし、市がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他協力を求める。

第2章 迅速な現状復旧の進め方

市及び県は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 迅速な現状復旧



第1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

第2 復旧事業の推進

1 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

- (4) 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災関連事業や市単独事業等を行う等の計画を行う。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施

工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できること等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

- (8) 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。
- (10) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- (1) ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、市や県を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- (2) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定期を明示する。

3 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、市は、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画に考慮した災害廃棄物の処理を行うものとし、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直す。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な処理を促進する。

第3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度、検討作成する。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画

2 農林水産施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

4 上水道・農業集落排水災害復旧事業計画

- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他の災害復旧事業計画

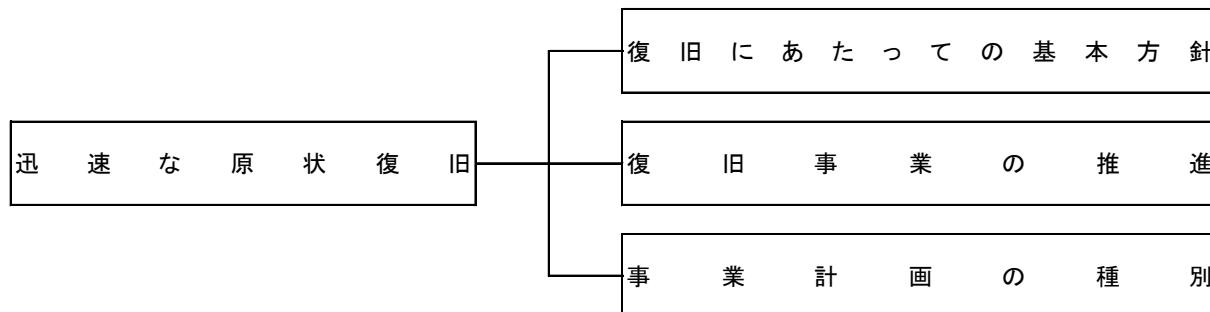
第4 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3章 計画的復興の進め方

市及び県は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 計画的復興



第1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

第2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- 1 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- 2 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- 3 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見据えた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

第3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波緊急退避ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環

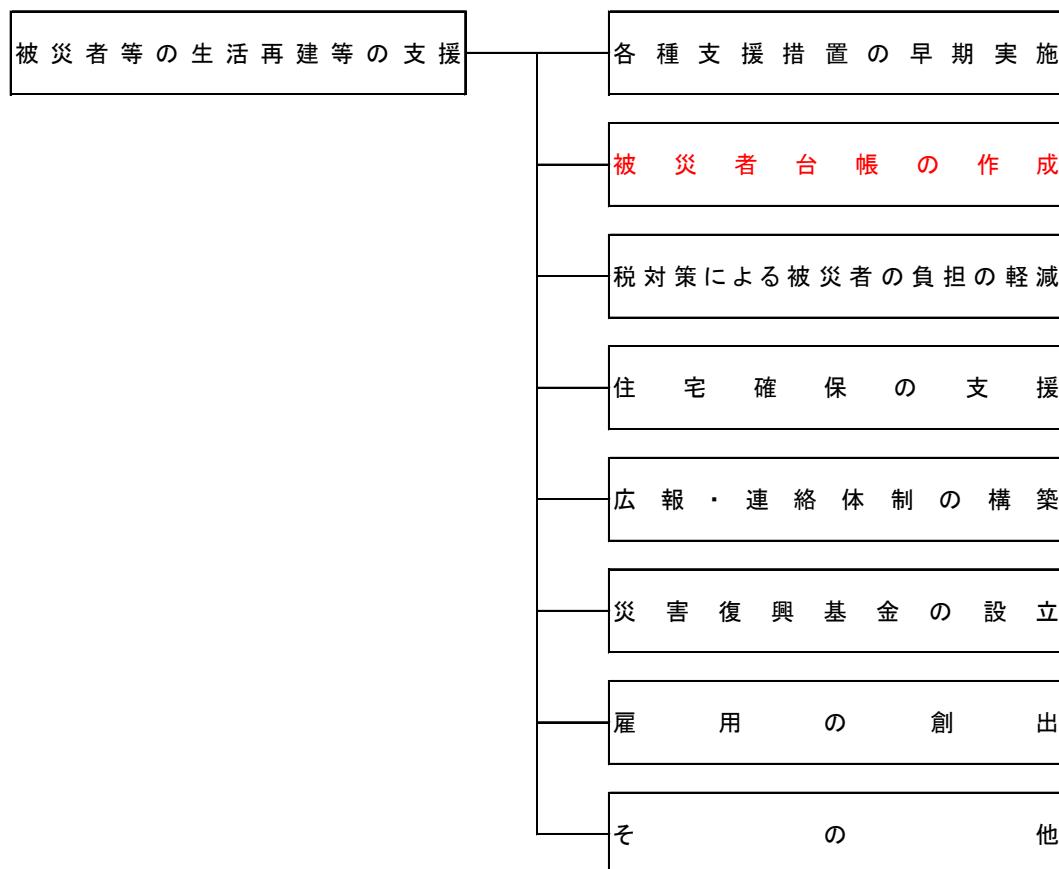
境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

第4章 被災者等の生活再建等の支援

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する必要がある。

第1節 被災者等の生活再建等の支援



第1 各種支援措置の早期実施

市及び県等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、市は、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。

第2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第3 税対策による被災者の負担の軽減

市及び県は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

第4 住宅確保の支援

市及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用するほか、国に対しUR賃貸住宅等の活用を要請する。

第5 広報・連絡体制の構築

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第6 災害復興基金の設立

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

第7 その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが、詳細は下記のとおりである。

1 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

3 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

4 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

5 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

6 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

7 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

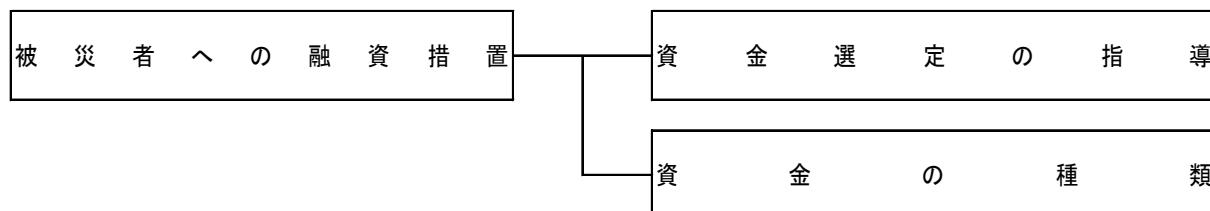
災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、下記のとおり実施するものとする。

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い。
- (2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い。

第5章 被災者への融資措置

市及び県は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

第1節 被災者への融資措置



第1 資金選定の指導

市その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

第2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別による。

1 農林漁業関係の融資

- (1) 天災融資法による経営資金及び事業資金
- (2) 日本政策金融公庫の災害資金

2 商工業関係の融資

- (1) 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
- (2) 日本政策金融公庫の資金
- (3) 商工組合中央金庫資金

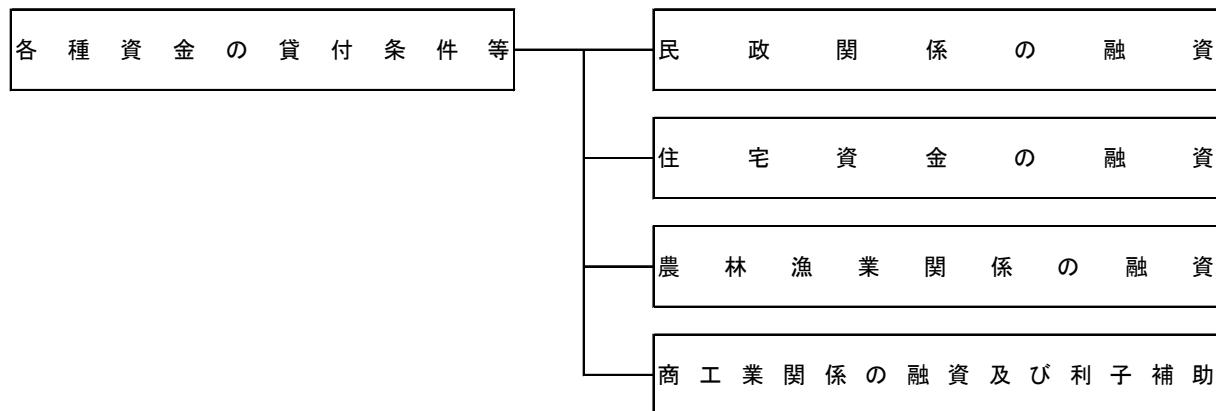
3 民生関係の融資

生活福祉資金災害援護資金

4 住宅資金の融資

- (1) 災害復興住宅建設補修資金
- (2) 一般個人住宅の災害特別資金
- (3) 地すべり関連住宅資金

第2節 各種資金の貸付条件等



第1 民政関係の融資

1 生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区分	支給の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ借入申込書に連帯保証人1名以上の承認を受け、市社会福祉協議会へ提出する。市社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内。
償還期間	据置期間（6か年以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利 率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき条例の定めるところにより、災害援護資金の貸付けを行う。

区分	支給の内容等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。

対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国2/3、県1/3
貸付申し込み受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸付区分	貸付限度額	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
1世帯主が負傷した場合 (約1ヶ月以上かかること)	(1) 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0 %	10年以内	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦
	(2) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000	据置期間中は無利子	据置期間を含む	原則として元利均等償還	連帯保証人
	(3) 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)				
	(4) 住居が全壊した場合	3,500,000				
2世帯主が負傷しなかった場合 (療養期間が約1ヶ月からしない場合も含む)	(1) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000				
	(2) 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)				
	(3) 住居が全壊した場合 (4)の場合を除く) (特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)				
	(4) 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000				

「家財の損害」・・・家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」・・・被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

表 融資の概要

区分	融資の内容等
対象となる災害	<p>次のいずれかの災害</p> <p>(1) 災害 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害</p> <p>(2) 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの。</p>
貸付を受けることのできる住宅	<p>(1) 建設の基準</p> <p>ア 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。</p> <p>イ 面積要件なし。</p> <p>ウ 併用住宅は、住宅部分が全体の1／2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。</p> <p>エ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。</p> <p>オ 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。</p> <p>カ 木造である場合1戸建又は連続建であること。</p> <p>(2) 補修の基準</p> <p>ア 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。</p> <p>イ 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。</p> <p>ウ 併用住宅は、住宅部分が全体の1／2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。</p> <p>エ 建築基準法の規定に適合すること。</p> <p>オ 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。</p> <p>カ 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。</p>
貸付対象者	<p>(1) 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。</p> <p>(2) 災害による災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者</p>

	<p>であつて災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。</p> <p>(3) 償還能力を有する者であること。</p>								
貸付の条件	<p>(1) 建設・購入の場合</p> <p>ア 貸付限度額 機構の貸付限度額による。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">住宅建設資金</td> <td style="width: 50%;">土地取得あり（工事費の100%融資）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地取得なし（工事費の100%融資）</td> </tr> <tr> <td>住宅購入資金</td> <td>（購入費の100%融資）</td> </tr> </table> <p>イ 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>ウ 償還期間 機構の償還期間及び条件による。</p> <p style="text-align: center;">※完済時年齢の上限</p> <p>エ 償還方法 機構の償還方法及び条件による。</p> <p>(2) 補修の場合</p> <p>ア 貸付限度額 機構の貸付限度額による。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">住宅補修資金</td> <td style="width: 50%;">（工事費の100%融資）</td> </tr> </table> <p>イ 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>ウ 償還期間 機構の償還期間及び条件による。</p> <p style="text-align: center;">※完済時年齢の上限</p> <p>エ 償還方法 機構の償還方法及び条件による。</p>	住宅建設資金	土地取得あり（工事費の100%融資）		土地取得なし（工事費の100%融資）	住宅購入資金	（購入費の100%融資）	住宅補修資金	（工事費の100%融資）
住宅建設資金	土地取得あり（工事費の100%融資）								
	土地取得なし（工事費の100%融資）								
住宅購入資金	（購入費の100%融資）								
住宅補修資金	（工事費の100%融資）								
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。								

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

表 融資の概要

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	災害復興住宅に同じ。
貸付の条件その他	災害復興住宅に同じ。

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被災農林漁業者に対する経営資金

区分	融資の内容等
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の対象者	<p>ア 被害農業者（農業を主な業務とする者…年間総所得の5割以上を農業所得に依存）</p> <p>(ア) 天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨の市長の認定を受けた者</p> <p>(イ) 天災により果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けた者</p> <p>イ 被害林業者</p> <p>林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者</p> <p>ウ 被害漁業者</p> <p>漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者。</p> <p>エ 特別被害農業者</p> <p>被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあっては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつ</p>

区分	融資の内容等
	<p>では 100 分の 40) 以上である旨の市長の認定を受けた者</p> <p>オ 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほど木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市長の認定を受けた者</p> <p>カ 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市長の認定を受けた者</p>
貸付利率	<p>ア 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者 ……………年 3 %以内</p> <p>イ 開拓者又は天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の 100 分の 30 以上である被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者…………年 5.5%以内</p> <p>ウ その他……………年 6.5%以内</p>
償還期限	6 年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合 7 年）

区分	融資の内容等					
貸付の限度	貸付対象者	天災融資法		激甚災害法		
		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		
		A%	B万円個人 (()は法人)	A%	B万円個人 (()は法人)	
	農業者	果樹栽培者 家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	開拓者	果樹栽培者 家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000
		漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)
		一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内、ただし、連合会については、7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫資金による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

(令和6年8月20日現在)

資金名	資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額	融資 率 (%)
			償還期 間	うち据 置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.70	5	3	一般 600 (特認：年間経営費等の12分の6)	—
		0.95	10			
		1.25	15			
農業基盤整備基金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.70	5	10	(下限 50)	100
		0.95	10			
		1.25	15			
		1.40	25			
農林漁業施設費	主務大臣指定施設	0.70	5	3	1 施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 (20t 未満)	80
		0.95	10			
		1.25	15			
		1.40	(果樹の改植 又は補植) 25			
	共同利用施設	0.70	5	3	(下限 10)	80
		0.95	10			
		1.25	15			
漁業基盤整備資金	漁港	漁港施設	1.40	20	3 (下限 10)	80
	漁場整備	漁場整備施設	1.40	20	3 (下限 10)	80
林業基盤整備資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.70 ～ 1.40	20 (特認 25)	3 (特認 7) (下限 10)	80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.70 ～ 1.25	15	5 (下限 10)	80

(注) 貸付利率等は隨時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること

第4 商工業関係の融資及び利子補助

1 鹿児島県の緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企

業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 融資対象者

融資対象者：県内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害による被害を受けた者に限る。）

イ 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者。（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

ウ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

エ 知事が特別に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000万円

設備資金 3,000万円

融資期間：運転設備資金 7年以内（据置2年以内）

設備資金 10年以内（据置3年以内）

融資利率：1年以内 年1.6%

1年超3年以内 年1.8%

3年超5年以内 年1.9%

5年超7年以内 年2.1%

7年超10年以内 年2.2%

信用保証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0%～年1.40%

※割引料率

担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合 0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所、商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱金融機関

取扱金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

（令和6年7月1日現在）

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金

融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	指定された災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被害事業者及び間接被害事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額	当金庫所定の限度内
融資期間	運転 10年以内 設備 15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転 10年以内 設備 20年以内
据置措置	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、閣議決定に基づき特別利率を適用される場合があります。	各融資制度に定められた額	プライムレート
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は隨時改訂されるので、利用の際は関係先に確認してください。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区分	保証の概要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それにによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (激甚災害保証の場合は、別枠)
保証期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内 (激甚災害保証の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内)
保証人及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合年0.87%）

※ 次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

- (1) 担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
- (2) 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

4 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者が災害復旧のために借り入れた株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の資金又は県・市の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害（激甚災害、災害救助法、被災者生活再建支援法適用災害）において被災した者が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※災害復旧資金：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額 200万円以下 年 1.80%

融資額 200万円超 600万円以下 年 1.35%

融資額 600万円超 1,500万円以下 年 0.90%

※補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金 1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市（商工団体経由の市もあり）

添付書類：

- ・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・災害により被害を受けたことの市長、消防署長等の証明書又は証明書の写し

- ・事業報告書

- ・市長が必要と認める書類